

○ 総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第三号の40の規定に基づき、平成十七年総務省告示第千二百二十八号（宇宙無線通信を行う無線局（インマルサット船舶地球局、インマルサット携帯移動地球局及び航空機地球局（一、六二六・五MHzを超え一、六六〇・五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）を除く。）の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値を定める件）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

【一〇三略】

四 非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備で、六二八・二五MHzから六二六・五MHzまでの周波数の電波を送信する無線局のうち、主として航空機に搭載される無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、第一項から第三項までの規定にかかわらず次のとおりとする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値	備考
一〇MHzを超え三〇MHz以下	任意の一〇kHzの帯域幅における等価等方輻射電力の尖頭電力が(一)六六デシベル(ワットを〇デシベルとする。以下この欄において同じ。)以下の値	
三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における等価等方輻射電力の尖頭電力が(一)六六デシベル以下の値	
一、〇〇〇MHzを超え一、五五九MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力の平均電力が(一)六〇デシベル以下の値	
一、五五九MHzを超え一、六〇五MHz以下	任意の五〇〇kHzの帯域幅における空中線接続端子での平均電力が(一)一一八デシベル以下の値	注1、2
一、六〇五MHzを超え一、六一〇MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力の平均電力が(一)七〇デシベルから(二)一〇デシベル以下の値	注3
一、六二八・二五MHzを超え一、六三二・五MHz以下	任意の三〇kHzの帯域幅における等価等方輻射電力の平均電力が(一)六〇デシベル以下の値	
一、六三一・五MHzを超え一、六三六・五MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における等価等方輻射電力の平均電力が(一)六〇デシベル以下の値	
一、六三六・五MHzを超え一、六四六・五MHz以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における等価等方輻射電力の尖頭電力が(一)六〇デシベル以下の値	
一、六四六・五MHzを超え一、六六六・五MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力の平均電力が(一)六〇デシベル以下の値	
一、六六六・五MHzを超え	任意の三MHzの帯域幅における等価等方輻射	

改正前

【一〇三 同上】

〔新設〕

11 1100 MHz 以下	電力の平均電力が (一) 六〇デシベル以下の値	
11 1100 MHz を超え一八 GHz 以下	任意の三MHzの帯域幅における等価等方輻射電力の尖頭電力が (一) 六〇デシベル以下の値	

注1 二〇ミリ秒間の平均電力とする。

- 2 携帯移動地球局と衛星無線航法装置のアイソレーションが四〇デシベルを超える場合、当該アイソレーションと四〇デシベルとの差を不要発射の強度の許容値に加えることができる。ただし、無線航行衛星業務の受信設備を搭載しない場合を含め、全ての場合において、加えることができる許容値は二六デシベルを超えてはならない。
- 3 周波数に対して直線的に増加した値とする。

五 対地静止衛星に開設する人工衛星局の中継により防災対策携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備であつて、二、〇〇〇MHzから二、〇〇五MHzまでの周波数の電波を送信し二、一九〇MHzから二、一九五MHzまでの周波数の電波を受信する無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、第一項から第三項までの規定にかかわらず次のとおりとする。

六 深宇宙にある宇宙物体に開設する無線局については、第一項から第五項までの規定は適用しない。

七 [略]

備考 表中の「」の記載は注記である。

四 対地静止衛星に開設する人工衛星局の中継により防災対策携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備であつて、二、〇〇〇MHzから二、〇〇五MHzまでの周波数の電波を送信し二、一九〇MHzから二、一九五MHzまでの周波数の電波を受信する無線局の送信設備のスプリアス発射の強度の許容値は、第一項から第三項までの規定にかかわらず次のとおりとする。

五 深宇宙にある宇宙物体に開設する無線局については、第一項から第四項までの規定は適用しない。

六 [同上]

附 則

この告示は、公布の日から施行する。